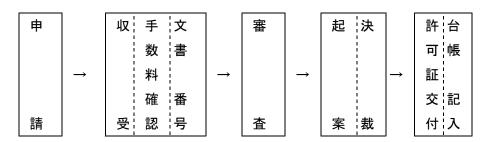
第一種貯蔵所位置等変更許可申請	
根拠法令	一般則第27条
	液石則第28条
適 用	第1種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をする場合。

手 順



## 必要書類

- 1 第一種貯蔵所位置等変更許可申請書(一般則様式第10、液石則様式第10)
- 2 変更明細書
- <留意事項>(1)~(4)について変更のあった部分の変更理由、変更内容を記載する。
  - (1) 貯蔵の目的を記載した書面
  - (2) 法第16条第2項の技術上の基準に関する事項を記載した書面
  - (3) 移設等に係る貯蔵設備にあっては、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録
  - (4) 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面
  - (添付すべき書面又は図面)
  - ①事業所全体平面図
  - ②貯蔵設備等のフローシート又は配管図
  - ③高圧ガス貯蔵所配置図
  - 4機器等一覧表
  - ⑤貯蔵能力の計算書
  - ⑥貯蔵設備等(大臣認定品を除く)の強度計算書
  - ⑦耐震設計構造物に係る計算書
  - ⑧貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
- ※上記①~⑧のうち変更に係る部分についてのみ必要。

### 必要に応じ添付を求めることができるもの

- 1 法人登記簿謄本(個人の場合は住民票)
- 2 委任状 (代表者以外の者が申請手続きをするとき)
- 3 上記①~⑧に掲げるものの他、貯蔵所に応じて、法第18条第2項の技術上の基準の確認に 必要な書面又は図面

# 審査

変更部分が規則(一般則第21条、液石則第22条)で定める技術上の基準に適合するものであるか審査。

### 許可証交付

申請者に許可証を交付する。

### 台帳記入

許可後、台帳に記載する。